

支給決定基準について

(1) 支給決定基準設定の目的

支給決定基準(以下「基準」とします。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」とします。)及び児童福祉法における介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために設定します。

なお、支給決定基準中、特段の定めが無い場合は、各法律、規則、主務省令、事務処理要領等に準ずる取扱いとします。

(2) 支給決定について

サービスを支給決定するにあたっては、実際にサービスの利用見込みがある場合を原則とします。基準の支給量は、一律に支給するのではなく、障害支援区分又は障がいの種類及び程度、当該 障がい者等の介護を行う者の状況、当該障がい者又は障がい児の保護者の介護給付費等の受給の状況、サービス等利用計画案その他主務省令等で定める事項を勘案して、支給の要否を決定します。

(3) 支給量について

標準支給量を設定します。支給量は月ごとの管理となり、本人に必要な支給量の計算方法は、1 週間の必要数に 5 週を乗じて計算します。本人に必要な支援が標準支給量を超えて必要である場合、勘案事項により支給できます。

勘案事項は次のとおりです。

- ア 障がい者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- イ 障がい者等の介護を行う者の状況
- ウ 障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況
- エ 申請に係る障がい児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況
- オ 申請に係る障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利 用している場合には、その利用状況
- カ 当該障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況